

合志市立南ヶ丘小学校 学校いじめ防止基本方針

(1) 学校いじめ防止基本方針

ア いじめの定義（いじめ防止対策推進法）

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

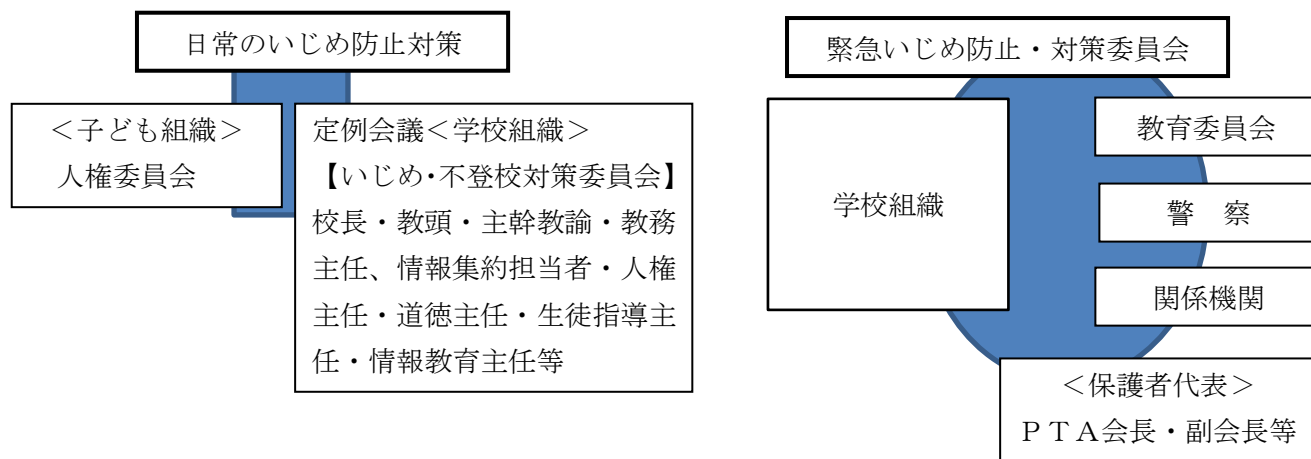
いじめは、社会性を身につける途上にある児童が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って見極めることが必要であり、いじめの認知は、特定の教職員のみではなく「いじめ防止対策委員会」等で行う。

イ いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止と、早期発見・早期対応に取り組む。そのために学校において、いじめを「しない」「させない」「絶対に許さない」「見過ごさない」という土壌をつくることを共通理解し、組織的に共通行動することが重要である。

このため、学校の教育活動の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在とを等しく認め、お互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養っていく。

ウ 本校におけるいじめ防止・対策委員会の組織



(2) いじめへの対応について

ア いじめ未然防止

- ①「わかる授業づくり・子どもが活躍できる授業づくり」に努める。
 - 校長・教頭・主幹教諭の授業参観の日常化(週に1回は10分以上参観)
 - 週指導計画簿は2ヶ月に1回提出(主幹教諭・管理職の指導)
 - 校内研修や自主研修、公開授業等を通じた授業力向上

- ②子どもが安心・安全に生活する規律指導に努める。
 - 生徒指導の重点化(評価まで考えた指導及び委員会活動の活性化)
 - 学級会活動の計画的実施

- ③教師自身の言動の振り返りに努める。
 - 教師、保護者向けの講演会実施
 - 運営委員会での反省(月に1回実施)

イ いじめ早期発見

- ①教師の子どもとの関わりを大事にする。
 - 業間活動や昼休みの活動を通して、児童の様子を把握する。
 - 学力不振児に対する個別指導の時間を設定する。(学校全体)
 - 日記指導等による子どもとの対話を重視する。
 - アンケート調査を実施(必要に応じて教師の面談を実施)

ウ いじめに対する措置

- ①いじめを確認したら教頭へ報告し、管理職と関係者で対応する児童への聞き取りを確実に実施後、保護者への丁寧な報告を行う。
 - いじめを受けた側に寄り添う姿勢 状況を丁寧に聞き取る
 - いじめた側からの事情聴取 必ず個別に聴取
 - 学校で情報を整理し、児童に確認を取る
 - 保護者への説明と今後の対応について方針を説明、保護者の理解と協力を得る。
 - 教育委員会への報告を行い、指導後の児童の様子について定期的に報告する。

- ②重大ないじめの場合は、教育委員会及び警察にも報告する。また、合志市学校問題解決支援チームを要請する。

- ③インターネットやSNS等によるいじめの早期発見・防止、早期対応に努める。
 - インターネット等の利用の仕方について、正しい利用の仕方を日頃から指導する。
 - 警察等から実際に発生している事案について児童に向けて具体的に指導を依頼し、実態を理解させる。
 - 児童の実態を把握するために情報担当を中心に調査を行う。
 - 学級懇談会等で保護者が集まる機会を利用したり、各種だよりを利用したりして、インターネット等との付き合い方について保護者に説明、管理を依頼する。

【いじめ防止のための年間計画】

月	取組内容	主担当者	備考
4	<わかる授業づくりの指導：年間>	教務主任 教頭	* 校長・教頭・主幹教諭の指導
5	いじめ防止基本方針提案（職員会議）	教頭	* 学校独自のアンケート調査
6	<職員相互での授業参観①> 生活アンケート（いじめ調査） <input type="checkbox"/> 定例いじめ防止・対策委員会	教務主任 生徒指導主任	* 時間割工夫で授業を見せ合う。 * 体罰防止についての研修を実施
7	委員会活動（いじめ調査①） 保護者向け調査 情報モラル指導	人権委員会 教頭配布 情報教育主任	* 保護者向けの調査（県） * 地区懇談会で指導
8	いじめ調査を受けて個人面談 <input type="checkbox"/> 定例いじめ防止対策委員会	人権教育主任 教頭	
9	<職員相互での授業参観②> * P T A主催講演会（授業参観時）	教務主任 P T A会長	* 教師や親向けの講演
10	<前期 授業評価・振り返り>	教務主任	
11	心のアンケート（いじめ調査②） <input type="checkbox"/> 定例いじめ防止対策委員会	主幹教諭	* 県からの調査を活用
12	<職員相互での授業参観③> <input type="checkbox"/> 定例いじめ防止対策委員会	教務主任 教頭	
1	学校評価（体罰アンケート含む） <input type="checkbox"/> 定例いじめ防止対策委員会	教頭	* 学校評価は、児童用・保護者用・教師用を作成。
2	<職員相互での授業参観④> <後期 授業評価・振り返り>	教務主任	
3	年度末反省	人権教育主任	

■週指導計画簿は、2ヶ月に1回確認。 ■情報モラルは年間指導計画に基づいて指導